

出雲市中小企業者等デジタル化・省力化等 促進支援事業補助金のご案内

受付期間 令和6年2月20日(火)～4月19日(金)【必着】

(但し、予算がなくなり次第、受付を終了します。)

市では、物価高騰対策として、企業の業務効率化、生産性の向上や事業継続を図ることを目的に、市内中小企業者等が行うデジタル化・省力化等の推進にかかる経費の一部を補助します。

申請は、1事業者につき1回のみです。

補助内容（概要）

1. デジタル化促進支援事業

【補助対象事業】 デジタル技術等の活用により、業務の効率化や生産性向上を図ることを目的としてソフトウェアやシステムを新たに導入する事業。

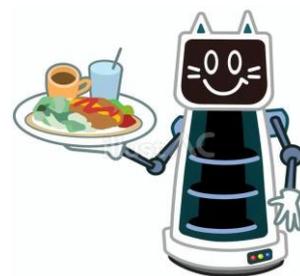
※令和5年度に出雲市のデジタル化促進支援事業補助金の交付を受けた事業者等は、このデジタル化促進支援事業の申請はできません。

2. 省力化・省人化促進支援事業

【補助対象事業】 既存業務の省力化や 省人化を図ることを目的として業務用機器を新たに導入する事業。

※令和4年度または令和5年度のデジタル化促進支援事業補助金の交付を受けた事業者も、この省力化・省人化促進支援事業の申請できます。

★上記1. もしくは2. の事業のいずれかを選択すること。



補助率・補助限度額

補助対象経費の1/2以内（上限500千円、下限50千円）

申請方法等（概要）

下記書類を郵送又は持参にて提出をお願いします。

※申請に際しては、市ホームページ（下記記載）または下記設置の当該補助金の手引きをよくご確認ください。

【申請書、手引等設置場所】

- ・市役所本庁（4階 商工振興課）、各行政センターの市民サービス課
- ・出雲商工会議所、平田商工会議所、出雲商工会、斐川町商工会、JA営農センター

【申請に必要な主な書類】

詳細は当該補助金の手引きをご覧ください。

- ①交付申請書 ②事業計画書 ③経費明細書
- ④商工会議所等の経営指導員/JAの営農指導員の意見書
- その他、見積書や市税の滞納のない証明書 など



出雲市ホームページの検索窓にて
デジタル化・省力化



おたずね ・ 申請先

出雲市 商工振興部 商工振興課 中小企業係

〒693-8530 出雲市今市町70番地 出雲市役所本庁舎4階

電話番号 0853-21-6541 電子メール：shoukou@city.izumo.shimane.jp

農業者の皆様へ

出雲市中小企業者等デジタル化・省力化等促進支援事業補助金のうち省力化・省人化促進支援事業のご案内

●補助対象経費

既存の生産や出荷調整等に係る作業の省力化・省人化につながる機器購入・リース
※新出雲農業チャレンジ事業で対象となる機器は除きます。

●補助金額

補助対象経費（消費税を除く）の1/2以内（補助上限額：500千円、下限額50千円）

●補助対象者

農業法人（株式会社、農事組合法人等）、個人事業者（主たる収入が農業）、集落営農組織（機械共同利用組織含む）、中山間地域等支払交付金の集落協定組織、多面的機能支払交付金活動組織

●想定される取組事例

- ・刈払い機を自走式除草機に更新することによる省力化
- ・背負動噴をセット動噴に更新することによる省力化

●Q&A

Q. 既存の機械の増設は対象になりますか。

A. 単純に生産量を増加させるものではなく、既存の作業が省力化される場合は対象となります。補助金上限の範囲内の補助となりますが、同種機械の複数台の購入も対象です。

Q. 単純な更新は対象となりますか。

A. 同能力のものは対象となりません。作業幅が広がる等機械の能力が上がって省力化につながる場合は対象となります。

Q. 自動操舵システムは対象となりますか。

A. 新出雲農業チャレンジ事業の対象となる機械のため対象となりません。4月以降に新出雲農業チャレンジ事業の募集を行いますので申請ください。

Q. 農業収入より年金収入が多い農業者は対象となりますか。

A. 主たる収入が農業である必要がありますので、年金収入が多い場合は対象となりません。

Q. 集落営農組織の構成員は対象となりますか。

A. 個人で農業経営を行っていない構成員は対象となりません。

※申請にはJAの営農指導員の意見書が必要ですので、最寄りのJA営農センターへご相談ください。

草刈り作業の負担軽減に向けて、省力化・省人化につながる機械の導入を支援しますので、ぜひご活用ください。



出雲市トキイメージキャラクター「ミコトッキー」